

平成30年 **7月1日** から



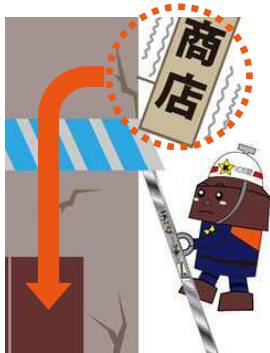
# 川口市空家等対策 に関する条例

が施行されます。

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されましたが、この法律では、緊急対応が必要な場合や、とびらや窓を閉めるなど軽微な対応で済む場合でも、慎重な手続きが求められています。手続きに掛かる時間やコストから、こうしたケースに速やかに対応するのは困難でしたが、新たに条例を定め、空き家対策の実効性・迅速性を高めるものです。

## 緊急措置

落下の危険性が高い看板などを  
空き家敷地内の安全な所へ移します。



空き家が地域のみなさまに重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、その**所有者・管理者に措置を行わせる時間的余裕がなく、緊急対応が必要な場合等に限り**、市は、必要最小限の緊急措置を行いません。  
発生した費用は、後日、空き家の所有者・管理者に請求します。

## 軽微な措置

**空き家を適切に管理する責任は所有者・管理者にあります**が、市は、必要に応じて以下の措置を行います。

### 1 とびら・窓の閉鎖

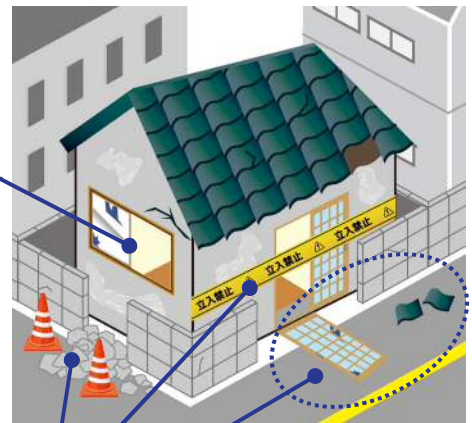
開けっ放しになっているとびらや窓を閉じます。また、必要に応じ、カギが掛けられているか確認します。

### 2 立入禁止等の表示

空き家への立ち入りや、近寄りが危険であることを注意喚起するために、必要に応じて立ち入り禁止のテープや、三角コーン等を設置します。

### 3 支障物の移動

空き家からの落下物など\*が、通行の邪魔になっている場合、その支障物を空き家の敷地の中へ移します。



\* 公共の用に供する道路上にあるものに限る。

その他、法律上の「特定空家等」に当たらない空き家の所有者等にも指導や勧告を行えることや、緊急措置や軽微な措置を行うとき、関係機関に協力を求めることができることなどを定めています。

【お問い合わせ】都市計画部 住宅政策課 空き家対策係 Tel.048-229-7805(直通)